

新公益法人制度

～「財務規律の柔軟化・明確化」編～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

改正後
中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

改正後
自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと
理事-監事 関係	定めなし
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置

改正後
左記3分の1規制に加え、 <u>外部理事・監事を最低1名設置</u>
<u>理事-監事間で特別利害関係がないこと</u>
負債が50億円以上 又は <u>収益・費用・損失が100億円以上</u> の場合に設置

	改正前
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 <u>財産目録等</u> については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する
区分経理	一部の法人のみ <u>区分経理</u> が必須
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示

改正後
<u>財産目録等(範囲を拡大)</u> について、 <u>行政庁で公表</u> (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
原則 <u>全ての法人で区分経理</u>
<u>2千万円を超える役員報酬</u> についてその額・理由、 <u>海外送金・リスク軽減策の有無</u> を、開示情報に追加

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)①

現行

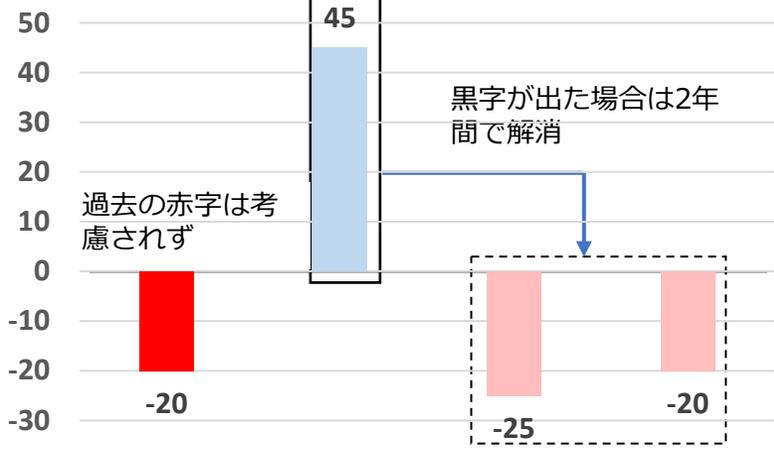
- ・公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、収入の額が費用の額以下であれば収支相償を満たすものとしている。各公益目的事業別(公1・公2単位)に収支相償(第一段階)の判定を行った上で、収益事業等からの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相償(第二段階)を判定。
- ・黒字の場合、翌年度又は翌々年度に事業の拡大により、当該黒字を解消した場合、当該事業年度の収支相償は満たされたものとしている。公益目的保有財産の取得等についても黒字の解消策として認められている。

改正概要

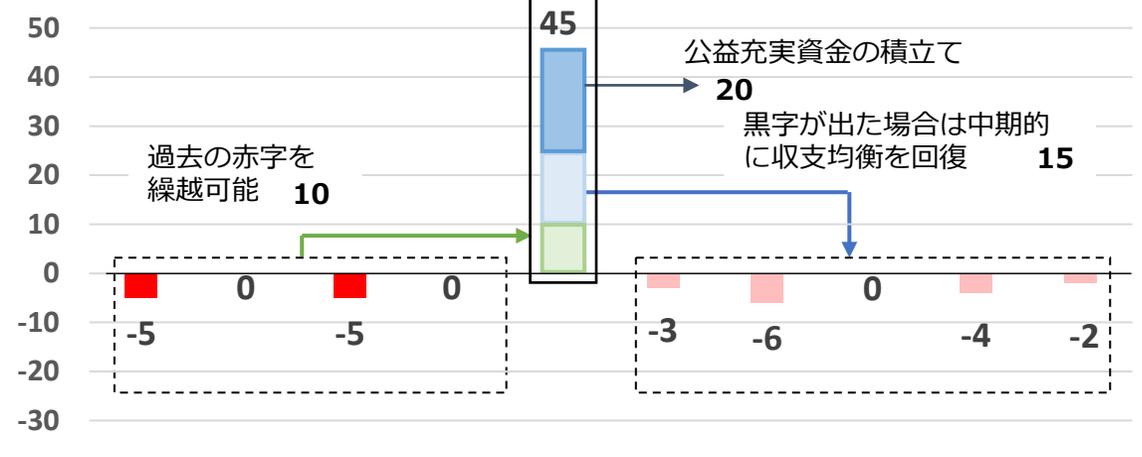
適用開始: 令和7年4月1日

- ・収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、黒字(剰余額)がある場合には、過去の赤字(欠損額)と通算。収支の比較は、公益目的事業全体で行う。
- ・過去の欠損額との通算を行ってなお剰余額が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により解消するほか、翌事業年度以降に事業を拡大して解消。剰余額の発生から5年間を経過した剰余額が残っている場合、中期的収支均衡を欠くものと判定。

【収支相償】



【中期的収支均衡】



中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)②

中期的収支均衡の判定フロー(通常)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額 (取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額 (※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額
 (※) 費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

(2) - 1 収入 > 費用 の場合
 ⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

(3) - 1 過去4年間の**残存欠損額**がある場合
 ⇒ 古い事業年度の**残存欠損額**から**年度剰余額**と相殺
 → **年度剰余額 > 残存欠損額**の場合 ⇒ (5) へ
 → **年度剰余額 ≤ 残存欠損額**の場合 ⇒ (6) へ

(3) - 2 過去の**残存剰余額**がある場合
 ⇒ (5) へ

(2) - 2 収入 < 費用 の場合
 ⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

(4) - 1 過去4年間の**残存欠損額**がある場合
 ⇒ (6) へ

(4) - 2 過去の**残存剰余額**がある場合
 ⇒ 古い事業年度の**残存剰余額**から**年度欠損額**と相殺
 → **残存剰余額 ≤ 年度欠損額**の場合 ⇒ (6) へ
 → **残存剰余額 > 年度欠損額**の場合 ⇒ (5) へ

※ 過去に50%超繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可

(当該事業年度又は過去の**剰余額**がある場合)

(5) 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

- (i) 公益目的保有財産を取得又は改良した場合
- (ii) コロナ禍で公益目的事業を実施するための資金に充てるための必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合
- (iii) 行政庁が当該公益法人の行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し控除すべきものと認める場合

(6) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額 (**残存剰余額**・**残存欠損額**) を算定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額 - ((4) - 2 で相殺した額 + (5) で解消した額)
 当該事業年度の残存剰余額 = (3) で算定した額 - ((5) で解消した額)

(ii) 残存欠損額

過去の各事業年度の残存欠損額 = 前事業年度からの繰越額 - ((3) - 1 で相殺した額)
 当該事業年度の残存欠損額 = (4) で算定した額

※ 特例算定残存欠損額 (50%超繰り入れの方法で計算した欠損額) は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(7) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、**中期的収支均衡が図られていないものとする**

中期的収支均衡の判定フロー(特例算定)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額
 + 当該事業年度における公益目的保有財産の売却額
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額 (※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額 (過剰な積み立てにより欠損額が大きならないよう上限を設定)
 + 当該事業年度に取得した公益目的保有財産の取得価額
 + 過去4年間の**特例算定残存欠損額** (50%超繰り入れの方法で計算した欠損額。50%繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可)
 (※) 公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

⇒ **収入 < 費用** の場合に限り、**収益事業等の利益額の50%を超えて繰り入れ可能**

剰余額は発生しない

利益額の50%を超えて繰り入れを行う場合は、公益目的事業のために法人において特に繰り入れの必要があると決定された場合であり、公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較し、不足分を繰り入れるという枠組

(2) 暫定年度欠損額の算定

⇒ 費用 - 収入 - 収益事業等の利益額の繰り入れ (50%を超えた部分) = **暫定年度欠損額**

(3) - 1 暫定年度欠損額 ≥ 過去4年間の**特例算定残存欠損額の合計額**の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額
 = 暫定年度欠損額 - 過去4年間特例算定残存欠損額

(3) - 2 暫定年度欠損額 < 過去4年間の**特例算定残存欠損額の合計額**の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額 = 0

(4) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額 (**残存剰余額**・**特例算定残存欠損額**) を確定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額

(ii) 特例算定残存欠損額

過去の各事業年度の特例算定残存欠損額

(3) - 1 の場合 ⇒ 前事業年度からの繰越額をそのまま繰り越し

(3) - 2 の場合 ⇒ 暫定年度欠損額の額になるまで、発生年度の新しい事業年度の特例算定残存欠損額から繰り越し (古い事業年度の特例算定残存欠損額から消滅)

※ 残存欠損額 (50%繰り入れの方法で計算した欠損額) は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(5) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、**中期的収支均衡が図られていないものとする**

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)③

令和7年事業年度から適用。単年度収支を計算し、
令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越す。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
↓各事業年度における通算後の額(翌事業年度への繰り越し額)											
R7	-1,000,000										
R8	-500,000	0									
R9	-500,000	0	-500,000								
R10	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R11		0	-500,000	-500,000	-500,000						
R12		0	0	0	0	2,000,000					
R13			0	0	0	1,500,000	0				
R14				0	0	1,500,000	0	0			
R15					0	1,400,000	0	0	0		
R16						900,000	0	0	0	0	
R17						400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し黒字を解消

過去四年間の赤字を通算可能。R12であればR8～11分まで通算可

100万円は公益目的保有財産の取得で解消

発生から5年経過した黒字が存在。中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)④

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施

(財務諸表の注記等に記載することを想定)

当該事業年度 = R12年度 (R12.4.1~R13.3.31) としてシミュレーション (通常の算定方法)

STEP0. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7	0 円	
b R8	0 円	0 円
c R9	0 円	-500,000 円
d R10	0 円	-500,000 円
e R11	0 円	-500,000 円

過去から繰り越した、解消すべき黒字(残存剰余額)、通算可能な赤字を発生年度別に確認

STEP1. 当年度の収支(黒字/赤字)の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		10,000,000 円	5,500,000 円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	△ 500,000 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		2,000,000 円	3,500,000 円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	500,000 円		収入 ≥ 費用 年度剰余額 (収入 - 費用)	収入 < 費用 年度欠損額 (費用 - 収入)
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	500,000 円			
合計		13,000,000 円	8,500,000 円	A 4,500,000 円	B 円

損益計算書の一般純資産(一般正味財産)区分における経常収益・経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、取得等の際に既に費用計上している資産についての減価償却費は、2重に費用計上しないよう、その分の減価償却費を費用額から控除

公益充実資金の取崩は収入に、積立は費用に

STEP 2. で過去の赤字と通算

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑤

STEP2. 過去の黒字・赤字との通算

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
<input checked="" type="checkbox"/>	A 4,500,000 円	C 1,500,000 円	D 3,000,000 円	通算額		500,000	500,000	500,000	円
				通算額に 残る額	E	0	0	0	円
年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-F)	通算した残存剰余額 の発生事業年度	a				
<input type="checkbox"/>	B 0 円	F 0 円	G 0 円	残存剰余額					円
				通算額	0	0	0	0	円
				通算額に 残る額	H	0	0	0	円

過去の赤字で黒字の一部を解消

STEP3. 残る黒字の解消措置

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得に充てること等(※)で解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】(※)その他、コロナ禍における運転資金不足による借入金の元本返済等に充てた場合等

	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余額 (D)	
解消対象となる 剰余額	0	0	0	0	0	3,000,000	円
I 解消額	0	0	0	0	0	1,000,000	円
J 翌事業年度に繰り越 す残存剰余額	0	0	0	0	0	2,000,000	円

3(別紙). 解消策の内容

解消策(剰余額の使途)及びそれはいくら充てたのか(解消額)を記載してください

		解消対象の剰余額					
	解消内容	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余額(D)
1	公益目的保有財産として××を100万円 で取得						1,000,000
2							
3							
1	解消額合計						1,000,000

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑥

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定 (5年経過しても解消していない黒字がないか)

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7	0 円	
b R8	0 円	0 円
c R9	0 円	0 円
d R10	0 円	0 円
e R11	0 円	0 円
f R12	2,000,000 円	0 円

黒字発生から5年間経過する前に解消、中期均衡クリア。

中期的な期間(5年間)における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定(まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う)

公益充実資金の創設①

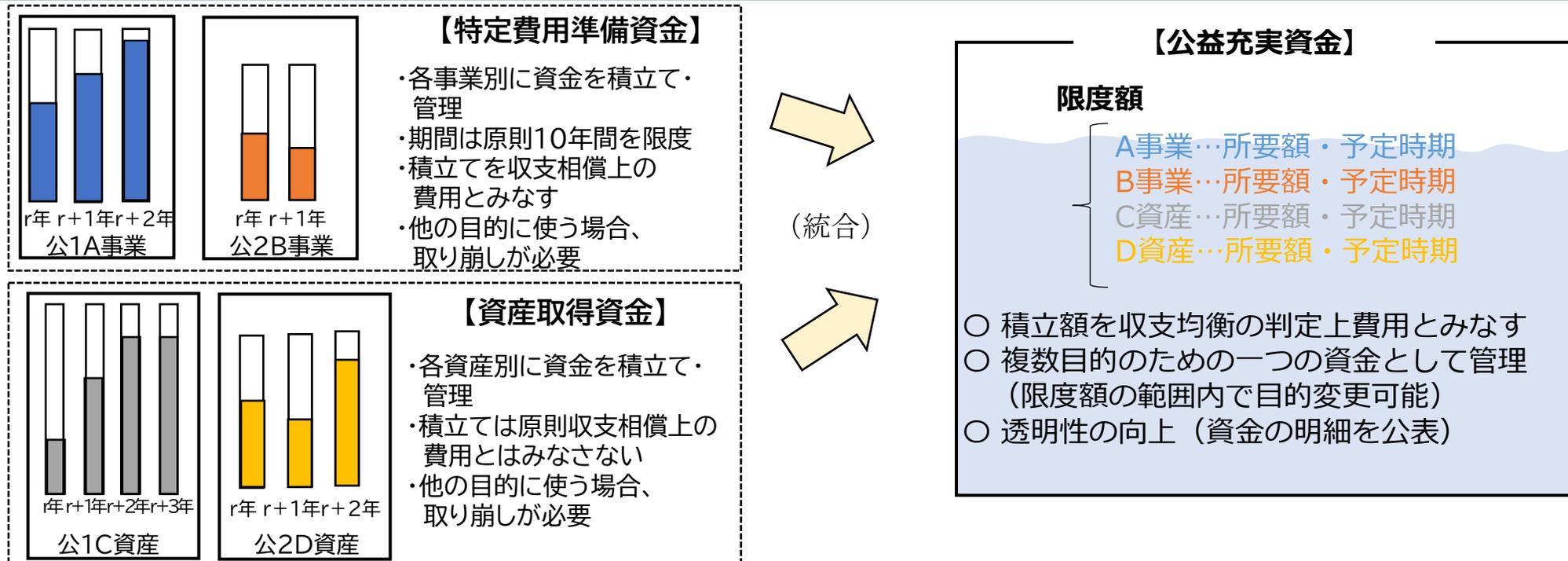
現行

- ・財務規律に係る積立資金として、特定の事業実施のための「特定費用準備資金」と特定の資産取得のための「資産取得資金」が存在。
- ・各目的ごと(事業ごと、資産ごと)に資金は管理され、各事業(公1・公2)を跨いだ資金流用はできない。
- ・収支相償の判定において、特定費用準備資金の積み立ては費用と見なされる。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金を創設。
- ・複数目的のための一つの資金として管理。公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができる。
- ・中期的収支均衡の判定において、公益充実資金の積み立ては費用と見なされる。



公益充実資金の創設②

中期的収支均衡だけでなく、公益目的事業比率及び用途不特定財産規制においても費用の算定上加味され、また、公益充実資金は、用途不特定財産規制における控除対象財産となる効果がある。各規律の趣旨に鑑み、収入額(費用額の控除)・費用額の算定における調整は異なる。

	中期的収支均衡 (通常)	中期的収支均衡 (50%超繰入)	公益目的事業比率・ 用途不特定財産保有上限
収入額 (費用 額の控 除)	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1	取崩額(実額)※1	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1
費用額	積立額(実額)	積立額(上限あり(計画的に積 み立てた場合の算定値) ※2	積立額(事業実施のために積 み立てられた算定値) ※3
公益充 実資金 の額	—	—	事業年度末における保有額が 用途不特定財産規制における 控除対象財産額となる

※1 取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除するもの。ただし、キャッシュベースで算定を行う特例算定においては、取崩額全てを収入額とするもの。

※2 恣意的な積み立てによって、費用額を拡大することを防ぐため、費用額に算入できる上限を計画的に資金を積み立てる場合の1年間の積立額として、具体的には今後積み立てなければならない見込み金額の積み立てを行う計画期間で除した額を費用算入できる上限額とする。

※3 一般に、資産取得等がそれをもって直ちに事業活動の規模を表すものとは言い難いことから、公益目的事業比率の算定には含めないこととするものである(減価償却資産については、「減価償却費」が事業費に計上される)。

使途不特定財産規制(遊休財産規制の見直し)①

現行

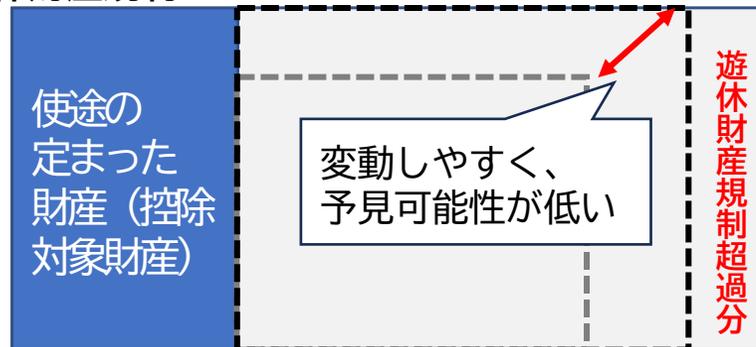
- ・公益法人は、毎事業年度の末日において、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産(遊休財産)を、1年分の公益目的事業費相当額を超えて保有してはならない。
- ・「1年分の公益目的事業費相当額」は、各事業年度の公益目的事業費を基に算定されるため、毎事業年度の末日まで保有できる遊休財産の上限額が定まらない。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人の保有制限の対象となる、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産の名称を、「遊休財産」からよりその性質を端的に表す「使途不特定財産」に変更。
- ・保有の上限額となる「1年分の公益目的事業費相当額」は、過去5年間の公益目的事業費を基に算定することを原則とする(法人の事業が年々拡大している場合など、当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎とした方が法人の活動規模を測る数値として適切な場合には、これらを基礎に算定することも可能)。
- ・また、保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産(公益目的事業継続予備財産)を、保有制限の対象から除外。

遊休財産規制



--- = 1年分の公益目的事業費相当額

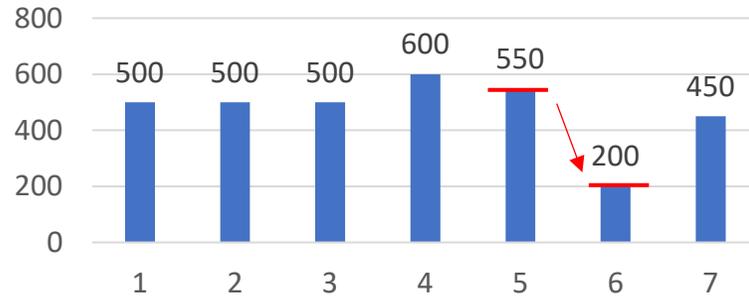
使途不特定財産規制



--- = 1年分の公益目的事業費相当額

現行

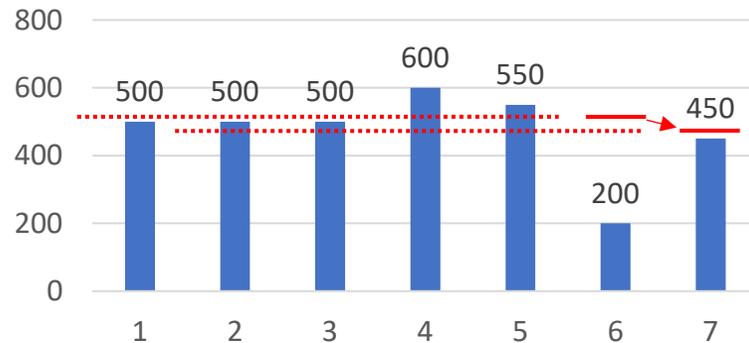
●各事業年度の末日に保有できる遊休財産額の上限は、当該事業年度の公益目的事業費相当額



- ・令和6年度であれば200が上限額。事業年度が終了するまで上限額が確定せず予見可能性が低い。
- ・また、突発的な理由により例年並みの事業を実施できなかった場合、上限額が大きく変動してしまう。

改正概要

●各事業年度の末日に保有できる使途不特定財産額の上限は、過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額を原則とし、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額とすることもできる



- ・令和7年度であれば令和2～6年度平均値である470が上限額。過去の数値から決定するため、事業年度開始時点で上限額が確定。令和6年度に新しい算定方法を当てはめた場合、上限額は530。
- ※ 新制度施行前であっても公益法人としての活動実績があれば、その数値を基に上限額を算定。
- ・公益目的事業が急速に拡大しているような場合、過去の数値を基に上限を算定すれば、法人の現在の事業規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。そのため、このような場合は、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額を上限とすることもできる。
- ※ この場合、事業報告時の書類で事情(事業拡大等)を明記する必要がある。

公益目的事業継続予備財産の保有について

- 自ら説明責任を果たすことで、法人の実情に応じた必要な財産を確保できるように
- 他方、過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態を避ける必要
- 予備財産額の妥当性（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

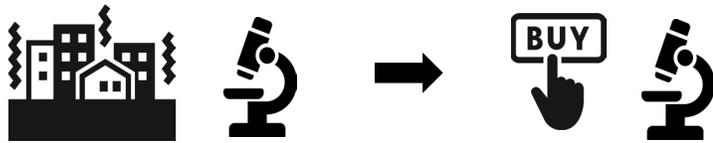
(予備財産の要件)

- ①資金保有の必要性（ i 法人の事業内容、 ii 資産・収支の状況、 iii 想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、 iv 平時の取組の状況 などの事情を踏まえ）
- ②必要額の算定（ v ）
- ③予備財産額が必要額を超えないこと

(法人による公表)

- ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表
（③については、使途不特定財産額の算定の中で表示）

<予備財産活用のイメージ> ※ i ~ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額の機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える
→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える
→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上